

動物の愛護及び管理に関する法律が改正されました

改正内容のうち、動物取扱業者に係る項目を抜粋してお知らせします。

令和2（2020）年6月1日に施行されるもの

■ 第一種動物取扱業者の登録拒否事由が追加（第12条第1項）

- 登録拒否事由が追加されます。
（例）暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- 登録の取消等による登録拒否期間が延長されます。（2年→5年）
- 登録拒否の対象となる関連違反法令が拡大されます。
（例）外国為替及び外国貿易法による罰金以上の刑

■ 動物の販売場所を事業所に限定（第21条の4）

- 事業所外での現物確認及び対面説明が禁止されます。

■ 動物に関する帳簿の備付け等（第21条の5、第24条の4）（施行令第2条） （施行規則第10条の2、第10条の3、第10条の10）

- 動物種の拡大：犬猫→第一種動物取扱業が対象とする動物全般
- 対象業態の拡大
 - ▶ 帳簿の備付け：犬猫等販売業者→動物販売業者等（第一種動物取扱業者（販売業、貸出業、展示業、譲受飼養業）、第二種動物取扱業者（譲渡し業）
 - ▶ 定期報告：犬猫等販売業者→動物販売業者等

■ 動物取扱責任者の選任要件の厳格化（第22条）（施行規則第9条）

- 「十分な技術的能力及び専門的な知識経験を有する者」となることに伴い、以下のいずれかの要件を満たす必要があります。
 - ▶ 獣医師又は愛玩動物看護師の免許を取得
 - ▶ 必要な経験と知識 ※詳細は以下の図をご覧ください。

令和2年6月1日時点で選任されている動物取扱責任者（獣医師を除く）は、令和5年5月31日までに必要な経験と知識を満たす必要があります。

● 必要な経験 ●

- 第一種動物取扱業の種別に係る半年間以上の実務経験
- 又は
- 動物の種類ごとに実務経験と同等と認められる一年間以上の飼養に従事した経験



● 知識 ●

- 第一種動物取扱業の種別に係る知識及び技術について一年間以上教育する学校等を卒業
- 又は
- 公平性及び専門性を持った団体が行う客観的な試験によって、第一種動物取扱業の種別に係る知識及び技術を習得していることの証明

■ 勧告に従わない事業者の公表（第23条第3項、第24条の4）

- 都道府県知事は、勧告を受けた者が期限内に従わなかったときは、その旨を公表できるようになります。

■ 第一種動物取扱業の登録取消後の勧告等（第24条の2）

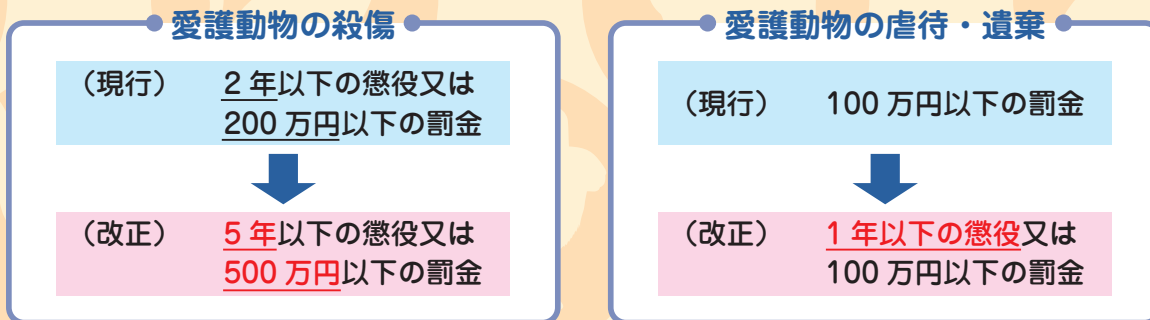
- 都道府県知事は、第一種動物取扱業の登録を取り消した後も2年間、勧告、命令、報告徴収、立入検査ができるようになります。

■ 特定動物（危険動物）に関する規制の強化（第 25 条の 2、第 26 条）

- ・特定動物が交雑して生じた動物も、特定動物として扱われます。
- ・特定動物の愛玩目的での飼養・保管が禁止されます。

■ 動物虐待の罰則引上げ（第 44 条）

- ・殺傷、虐待、遺棄について罰則が強化されます。



公布から 2 年以内に施行されるもの ※公布日は令和元（2019）年 6 月 19 日

■ 環境省令等で定める第一種動物取扱業者の遵守基準（第 21 条第 2 項）

- ・遵守すべき事項として 7 項目が規定されます。
- ・犬猫等販売業者に係る基準の場合は、できる限り具体的なものでなければならないとされ、現在国の検討会で検討されています。

■ 幼齢の犬又は猫に係る販売等の制限（第 22 条の 5）

- ・犬猫等販売業者（販売の用に供する犬又は猫の繁殖を行う者に限る。）は、出生後 56 日を経過しない犬又は猫を販売すること等ができなくなります。

天然記念物指定犬の特例措置（附則）

- ・文化財保護法の規定により天然記念物に指定された犬（指定犬※）の繁殖を行う犬猫等販売業者が犬猫等販売業者以外の者に指定犬を販売する場合、出生後 49 日を経過したもの。
※秋田犬、甲斐犬、紀州犬、柴犬、北海道犬、四国犬

公布から 3 年以内に施行されるもの ※公布日は令和元（2019）年 6 月 19 日

■ マイクロチップの装着・登録義務等（第 39 条の 2～第 39 条の 26）

- ・犬猫等販売業者にマイクロチップ装着、情報登録が義務化されます。
※一般の飼い主については、マイクロチップ装着・情報登録は努力義務となりますが、登録を受けた犬猫等の登録の変更については義務化されます。
- ・犬に装着されたマイクロチップは、施行後は狂犬病予防法上の鑑札とみなされます。

改正動物の愛護及び管理に関する法律の条文はこちら

(環境省ホームページ)

https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/nt_r010619_39.html

改正動物愛護管理法について

(東京都動物愛護相談センターホームページ)

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/douso/kaisei/index.html>



問合せ先 電話番号 東京都動物愛護相談センター本所（特別区、島しょ部）03-3302-3507
東京都動物愛護相談センター多摩支所（多摩地域）042-581-7435

登録番号
(2) 19